

議案第13号

飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について

飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市古川やまびこ教室において障害児通所支援事業として児童発達支援のほか保育所等訪問支援の提供を開始するための改正

飛驒市ことばの教室条例の一部を改正する条例

飛驒市ことばの教室条例（平成18年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（事業内容）

第4条 教室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援を行う。

2 飛驒市古川やまびこ教室は、前項に規定する事業のほか、法第6条の2の2第5項の規定による保育所等訪問支援を行う。

第5条を次のように改める。

（利用児童）

第5条 利用児童は、法第21条の5の7の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童とする。

第6条本文中「児童発達支援の利用者負担金」を「利用者負担金」に改め、同条第1号中「法第21条の5の3第2項第1号」を「法第21条の5の3第2項第2号」に改め、同条第3号を削る。

第7条第1号アを次のように改める。

ア 利用児童が、飛驒市に住所を有している場合

第7条第2号ア中「児童発達支援利用児童の世帯」を「利用児童の世帯」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市ことばの教室条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (法の指定)</p> <p>第4条 教室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第1項による障害児通所支援事業所の指定申請を行い、法第6条の2第2項の規定による児童発達支援を提供するものとする。 (利用児童)</p> <p>第5条 児童発達支援の利用児童は、法第21条の5の7の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた保護者の児童とし、就学前児童の利用を原則とする。 (利用者負担金)</p> <p>第6条 児童発達支援の利用者負担金は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した額（法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が支払われる場合は、その額を控除した額）</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項に規定する特定費用の額</p> <p>(3) 児童発達支援以外のサービスを提供した場合は、そのサービスに係る費用等実費相当額</p> <p>(利用者負担金の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する利用者負担金のうち法第21条の5の3第2項第2号に規定する</p>	<p>第1条～第3条 略 (事業内容)</p> <p>第4条 教室は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援を行う。</p> <p>2 飛騨市古川やまびこ教室は、前項に規定する事業のほか、法第6条の2の2第5項の規定による保育所等訪問支援を行う。 (利用児童)</p> <p>第5条 利用児童は、法第21条の5の7の規定による通所給付決定を受けた保護者の児童とする。 (利用者負担金)</p> <p>第6条 利用者負担金 _____ は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 法第21条の5の3第2項第2号の規定により算定した額（法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が支払われる場合は、その額を控除した額）</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項に規定する特定費用の額</p> <p>_____</p> <p>(利用者負担金の減免)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する利用者負担金のうち法第21条の5の3第2項第2号に規定する</p>

額を免除又は減額することができるものとする。

(1) 利用者負担金の免除

ア 児童発達支援利用児童が、飛騨市に住所を有し、保育所に入所している場合

(2) 利用者負担金の減額または免除

ア 児童発達支援利用児童の世帯が、飛騨市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年飛騨市条例第119号）第2条に規定する災害又は火災にり災した場合

イ その他市長が認めた場合

以下 略

額を免除又は減額することができるものとする。

(1) 利用者負担金の免除

ア 利用児童が、飛騨市に住所を有している場合

(2) 利用者負担金の減額または免除

ア 利用児童の世帯 が、飛騨市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年飛騨市条例第119号）第2条に規定する災害又は火災にり災した場合

イ その他市長が認めた場合

以下 略

飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市古川やまびこ教室において障害児通所支援事業として児童発達支援のほか保育所等訪問支援を実施するための改正

2 改正の内容

子どもの環境（ライフステージ）の変化に応じた支援の引継ぎ体制の構築のため、また、国基準の児童発達支援センターを平成32年度末までに飛騨市で実施することを目指した取り組みとして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第5項の規定に基づく児童通所支援事業である「保育所等訪問支援」の提供体制を整えるため改正するもの。

同事業は、第2条に定める2つの事業所のうち「飛騨市古川やまびこ教室」が同事業の通所給付決定のあった市内在住の児童全てについて実施することとし、同教室は「児童発達支援」と「保育所等訪問支援」の2つの事業を一体的に行う。

3 施行日 平成30年4月1日